

令和6年第10回武蔵村山市教育委員会定例会議事日程

令和6年10月18日（金）

午前9時30分開議

- 1 会期の決定
- 2 前回会議録の承認
- 3 教育長報告
- 4 議案第47号 武蔵村山市教育委員会事務局職員の任免に係る臨時代理の承認について
- 5 議案第48号 武蔵村山市学校給食運営委員会規則の一部を改正する規則について
- 6 その他

議案第47号

武蔵村山市教育委員会事務局職員の任免に係る臨時代理の承認に
ついて

教育委員会事務局職員の任免について、別紙のとおり臨時に代理したので、
教育委員会の承認を求めます。

令和6年10月18日

武蔵村山市教育委員会

教育長 池谷 光二

(提案理由)

教育委員会事務局職員を任免する必要がある、武蔵村山市教育委員会教育長
に対する事務委任等に関する規則第3条第1項の規定により臨時に代理したの
で、本案を提出します。

議案第48号

武蔵村山市学校給食運営委員会規則の一部を改正する規則について

武蔵村山市学校給食運営委員会規則の一部を改正する規則について、別紙のとおり教育委員会の議決を求めます。

令和6年10月18日

武蔵村山市教育委員会

教育長 池 谷 光 二

(提案理由)

武蔵村山市防災食育センター設置条例の制定に伴い規定を整備する必要があるので、本案を提出します。

武蔵村山市学校給食運営委員会規則の一部を改正する規則

武蔵村山市学校給食運営委員会規則（昭和43年村山町教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第1条中「武蔵村山市立学校給食センター設置条例（昭和51年武蔵村山市条例第4号）第5条」を「武蔵村山市防災食育センター設置条例（令和6年武蔵村山市条例第25号）第5条第1項」に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

武蔵村山市学校給食運営委員会規則新旧対照表

改正案（新）	現行（旧）
武蔵村山市学校給食運営委員会規則 昭和43年11月22日教委規則第6号 （趣旨） 第1条 この規則は、<u>武蔵村山市防災食育センター設置条例（令和6年武蔵村山市条例第25号）第5条第1項</u>に規定する武蔵村山市学校給食運営委員会（以下「運営委員会」という。）の組織及び運営について、必要な事項を定めるものとする。 第2条から第9条まで 略 <u>附 則</u> <u>この規則は、令和7年4月1日から施行する。</u>	武蔵村山市学校給食運営委員会規則 昭和43年11月22日教委規則第6号 （趣旨） 第1条 この規則は、<u>武蔵村山市立学校給食センター設置条例（昭和51年武蔵村山市条例第4号）第5条</u>に規定する武蔵村山市学校給食運営委員会（以下「運営委員会」という。）の組織及び運営について、必要な事項を定めるものとする。 第2条から第9条まで 略